

## 国立大学法人等の組織・業務全般の見直し等の検討について（案）

### 1. 組織・業務全般の見直しに関する現行制度

文部科学大臣は、中期目標期間終了時に、業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされている。また、その検討を行うに当たっては、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。（国立大学法人法第三十一条の四）

（参照条文）

国立大学法人法

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条の四 文部科学大臣は、評価委員会が第三十一条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

4 評価制度委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時まで、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告をすることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

5 評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

### 2. 国立大学法人評価委員会における検討

上記制度に鑑み、別紙のとおりワーキンググループを設け、国立大学法人等の組織の在り方等について議論することとしたい。

# 国立大学法人等の組織及び業務全般の見直し等に関するワーキンググループの設置について（案）

平成31年3月〇日  
国立大学法人評価委員会決定

## 1. 目的

第4期中期目標期間に向けて国立大学法人等の課題の整理を行い、組織及び業務全般の見直し等について専門的な観点から検討を行うため、国立大学法人等の組織及び業務全般の見直し等に関するワーキンググループを設置する。

## 2. 位置付け

国立大学法人評価委員会の下にワーキンググループを設ける。

## 3. 委員構成

ワーキンググループの構成員は、委員長の指名する委員及び臨時委員、専門委員で構成する。

## 4. 検討事項

- (1) 組織の見直しに関する事項
- (2) 業務全般の見直しに関する事項
- (3) その他第4期中期目標期間に向けた課題
- (4) その他